

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : ニッタン株式会社(法人番号3011001017236)
業者の住所 : 東京都渋谷区笹塚1-54-5
- 2 指名停止措置期間 : 令和3年9月7日 から 令和3年10月6日 まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 有資格業者である上記法人の使用人は、当該法人が一次下請として
施工中である関東地方整備局発注の「警視庁警察学校(19)電気設備
改修工事」において、令和3年3月22日に工事で発生した電線等有価材
を施設管理者である警視庁に引き渡した後、令和3年6月14日に、既に
警視庁に引き渡した電線を保管場所から盗んだとして、窃盗の疑いで令
和3年6月23日までに警視庁に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第
2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行う
ものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な 行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内